近世スペインにおける政体認識 ─ペドロ・サラサール・デ・メンドーサの事例─

Descripción del sistema monárquico por Pedro Salazar de Mendoza

内村 俊太 Shunta Uchimura

En este ensayo se analiza cómo escribió el canónigo toledano Pedro Salazar de Mendoza (1549-1629) la historia de los reinos de España y el carácter de su sistema monárquico. Salazar de Mendoza redactó las dos historias, Monarquía de España y El origen de las dignidades seglares de Castilla y León, en las cuales el autor argumentó que la dinastía astur-castellana desde Pelayo hasta Felipe III tenía el derecho legítimo en calidad de sucesora directa del reino visigótico como monarquía católica. Además, el autor explicaba detalladamente el origen de los altos oficios y títulos en la Corona de Castilla y el proceso histórico en el que las familias nobiliarias castellanas se habían desarrollado bajo la tutela real. A través de esta interpretación de la historia, Salazar de Mendoza justificó que el sistema ideal de gobierno para realizar el bien común era la monarquía hereditaria de la dinastía castellana y que la aristocracia castellana debía trabajar no como un grupo estamental en las Cortes sino como vasallos leales al rey. Sin embargo, no hay que olvidar que esta visión ofrecida por Salazar de Mendoza, que pertenecía a la cultura política de Castilla, fue uno de los varios pensamientos en la España moderna y que en los reinos de España de la misma época otros autores tuvieron visiones diferentes sobre el sistema del gobierno y su desarrollo en la historia.

はじめに

16世紀から17世紀にかけてのヨーロッパでは、人文主義の定着と活版 印刷の普及に支えられて、書籍の出版とそのための文筆活動が盛んになった。スペインでもさまざまな場から、さまざまな立ち位置の書き手によって、多くの書物が執筆・出版され、黄金世紀の文化の一翼を担った。

たとえばスペインの歴史に関する書物としては、まず宮廷では、国王修史官が『スペイン総合年代記(Crónica general de España)』(1554 \sim 86年)を著し、西ゴート王国を継承するとされたカスティーリャ王国を基盤とするスペイン近世王権の歴史的正統性を主張していた。それに対してアラゴン王国のサラゴーサでは、地域特権身分層による自治を支える議会常設代表部に属すアラゴン王国修史官の『アラゴン連合王国年代記(Anales de la Corona de Aragón)』(1562 \sim 79年)によって、地域固有の政体の歴史的起源が主張された 1 。

このように王権や地域特権身分層からの直接的な庇護を受けた書き手だけでなく、各地の都市に暮らす聖俗の人文学者(以下、在地知識人とする)も、スペイン史を論じる書物や、自らの都市の年代記など、各種の歴史書を盛んに出版していた。もちろん、在地知識人も都市当局や聖界団体と何らかの関係がある場合が多く、近世社会における権力のネットワークと無縁であったわけではない。それでも在地知識人に注目することは、王権や地域特権身分層から相対的に距離のある在地社会において、歴史や、それをつうじて形成された政体などについてどのように認識されていたかを考察するてがかりになるだろう。

本稿ではこのような問題意識にもとづき、在地知識人のひとりであるペドロ・サラサール・デ・メンドーサ(1549~1629年、以下サラサールとする)をとりあげ、その歴史叙述がどのようなものであり、それをつうじてスペイン近世国家の政体がどのような性格のものとして論じられたかを検討したい。後述するように、トレードに生まれ、大学で法学を修得した後は故郷で聖職者として経験を積みながら文筆に励んだサラサールは、典

¹ R. L. Kagan, *Clio and the Crown*, Baltimore, 2009; 内村俊太「16 世紀スペインにおける王権の歴史意識」『西洋史学』240 号、2011 年、36-52 頁。同「スペイン複合君主政のなかのアラゴン王国」立石博高編『スペイン帝国と複合君主政』昭和堂、2018 年、49-83 頁。

型的な在地知識人であるといえる。彼の歴史叙述のなかで政体がどのように論じられたかを考察することは、スペイン近世社会における政体認識の 具体例のひとつを提示することになるだろう。

そのために、本稿ではサラサールの主著である『カスティーリャとレオンにおける貴顕の由緒(Origen de las dignidades seglares de Castilla y León)』(1618 年出版、以下『由緒』)と『スペイン君主国(Monarquía de España)』(1599 年完成、以下『君主国』)を史料として用いる 2 。サラサールは両書において、歴史や系譜学の知識にもとづき、歴代の君主や大貴族の家門、政軍の高位官職などを記述し、中世以来の政体の展開を論じているため、本稿の問題関心にとって両書は有益な史料といえる。

本稿は次のように論を進める。まず第一節でサラサールの出自と経歴を確認したうえで、第二節では『由緒』を、第三節では『君主国』をとりあげ、それぞれの概要を整理する。そして第四節では、サラサールの歴史叙述のなかでは近世国家の政体がどのようなものとして論じられているかを分析し、その政体認識を明らかにすることを本稿の課題とする。

第一節 サラサールの出自と経歴

本節では予備的考察として、サラサールの出自と経歴を整理する³。彼の祖母がカスティーリャ王国の大貴族であるメンドーサ家につながる血筋のため、まずは15世紀のメンドーサ家から説き起こす必要がある。

サラサールからみて 5 世代前の初代サンティリャーナ侯イニゴ・ロペス・デ・メンドーサは、カスティーリャ王フアン 2 世に重臣として仕えた。その五男ペドロ・ゴンサレス・デ・メンドーサ($1428 \sim 95$ 年、サラサール

² 本稿では以下の版を用いる。P. Salazar de Mendoza, El origen de las dignidades seglares de Castilla y León, Granada, 1998; Idem, Monarquía de España, 2 tomos, Madrid, 1770.

³ 本節はサラサールについての以下の先行研究に依拠している。R. L. Kagan, "Pedro de Salazar de Mendoza as Collector, Scholar, and Patron of El Greco", Studies in the History of Art, 13, 1984, pp. 85-93; M. F. Gómez Vozmediano y R. Sánchez González, "Pedro Salazar de Mendoza (1549-1629): cronista nobiliario y bruñidor linajes", Tiempos Modernos, vol. 8, n° 31, 2015, pp. 393-422; J. J. Rodríguez Solís, "La Monarquía de España desde Castilla. Identidad y reinos en la obra de Pedro Salazar de Mendoza", Espacio, Tiempo y Forma, serie IV (Historia Moderna), 30, 2017, pp. 335-360; またサラサールの伝記的情報としては王立歴史アカデミアのデータベースも参照した(http://dbe.rah.es/biografias/51613/pedro-salazar-de-mendoza: 2021年10月1日閲覧)。

4 内村 俊太

の高祖父)は聖職者となるが、政治・軍事に長け、エンリケ4世とイサベル1世の重臣として活躍し、メンドーサー門の領袖となった。聖職者としても各地の司教を歴任した後、セビーリャ大司教、トレード大司教に昇り、 板機卿にも叙された。

このペドロ・ゴンサレス・デ・メンドーサには3人の非嫡出子があり、三男フアン・ウルタード・デ・メンドーサ(サラサールの曽祖父)は軍人としてカトリック両王に仕えた。しかしコムニダーデスの乱で反乱側についたため、乱後にはフランスに逃れた。その際、彼の次女ウルスラ(サラサールの祖母)は既にトレードの下級貴族ペドロ・デ・サラサールと結婚していたため、トレードに残っている。ペドロはカラトラーバ騎士団に属し、岳父とは異なりコムニダーデスの乱では国王側で活躍している。その後はトレードの二大党派の一方を率いるシフエンテス伯に仕え、その所領代官を務めた。ウルスラとペドロの三男フェルナンドが本稿でとりあげるサラサールの父である。

このようにサラサールが生まれた家自体はトレードの都市下級貴族であったが、サラサールは祖母の家系であるメンドーサ家の血筋に関心を抱き、そこから系譜学への造詣を深めていき、諸権門についての豊富な知識が後の歴史叙述に活かされることになる。

1549年に生まれたサラサールは、サラマンカ大学で教会法と世俗法を学び、1572年に学士となった。その後、アンダルシーアのオスナ大学で博士の学位を得て、同大学で教会法を教授した。このような経歴は、近世スペインで活躍した法曹文官 (レトラード) のそれに近い。主にカスティーリャ王国の下級貴族や富裕市民に出自する法曹文官は、サラマンカ大学などで教会法と世俗法を修得し、大学で教育にあたるだけでなく、司法官や宮廷の顧問官、教会聖職、異端審問官などの聖俗の官職を歴任しながら王権に仕える者が多かった。サラサールも、法曹文官としての資質を備えていたといえる。

ただしサラサールは、王権に直接に仕えるのではなく、故郷トレードで 聖職者の道を進んだ。1581 年、トレード大司教キローガに教会法専門家 として招聘され、大司教の顧問に任じられたことから聖職経歴が始まる。 キローガに信任されるとトレード大司教区の教会行政実務を担う大司教顧 問会議(Consejo Arzobispal)にも加わり、異端審問所の教会法顧問とし ても活動した。1609年には大聖堂の聖堂参事会員に就いている。

その一方で 1587 年には、トレードにあるサン・フアン・バウティスタ施療院 (通称、タベーラ施療院) の運営責任者も兼任している。サラサールはその礼拝堂の装飾をエル・グレコに委託しているが、両者には親交があり、サラサールの遺品にはエル・グレコの作品 2 点が含まれていた。他方で、運営責任者の在職権をめぐって施療院のパトロンであるマラゴン侯家と対立し、最終的には 1614 年に罷免されて多額の罰金を課されている。

これらの職務のかたわら、サラサールは多くの作品を著し、そのうちち点がトレードを出版地として存命中に公刊された。その作品群は、トレードの聖人伝・聖職者伝、カスティーリャ貴族家門の事績録、歴史書の三つに大別できる。聖人伝・聖職者伝としては、いずれもトレード大司教であった、7世紀の聖イルデフォンソ、16世紀のフアン・タベーラ、そして自身の高祖父であるペドロ・ゴンサレス・デ・メンドーサの伝記を出版している。貴族家門の事績録としてはポンセ・デ・レオン家のそれを出版しているが、それ以外にも当時の寵臣レルマ公のサンドバル家を扱ったものも未刊行で残している。そして歴史書のジャンルとしては本稿で扱う『由緒』と『君主国』があり、前者は1618年に出版された。後者は1590年代末に完成していたが、生前には刊行に至らなかった。それでも、サラサールは旺盛な執筆意欲と文筆の才に恵まれた在地知識人であったといえる。

1629年に、80才のサラサールはトレードで没した。遺産目録によるとその蔵書は1304点に達し、分野は法学、神学、歴史、哲学、文献学、文学、地理、医学、海事などの多岐に及んだ。サラサールは近世スペインの代表的な文人として名が挙がるわけではないが、地方社会で活躍しながら学識を磨き続け、文筆と出版に励んだ彼のような在地知識人こそ、黄金世紀におけるスペイン文化の裾野の広さを窺わせる存在だといえる。

第二節 『カスティーリャとレオンにおける貴顕の由緒』

本節では 1618 年に出版された『由緒』の概要を整理する。書名にある「貴顕(dignidades seglares)」とは、アストゥリアス王国から、レオンとカスティーリャ(Reino de Castilla)を経て、カスティーリャ王国(Corona de Castilla)に至る歴代君主をはじめとして、それに仕える貴族家門、政

6 内村 俊太

軍の官職・称号とその在職者を総称的に指している ⁴。『由緒』では歴代君主の治世ごとに主要な出来事についての叙述が進む一方で、高位官職や爵位が設けられた時点ではそれらの起源や当代に至る在任者が詳細に示され、カスティーリャ王国の官職についての手引書にもなっている。ただし、身分秩序のもうひとつの柱である教会・聖職者については論じられず、『由緒』は俗界のみを対象としている。

『由緒』は4部で構成され、第1部は聖書に記された時代からベルムード3世(1037年没)まで、第2部はフェルナンド3世(1252年没)まで、第3部はエンリケ4世(1474年没)まで、そして第4部はカトリック両王からフェリーペ3世までを扱い、君主の治世ごとに事績が論じられ、その時期の重臣についても解説された。そこで描かれる歴史の大きな流れは次のように要約でき、『由緒』と『君主国』で共通している。

まず、ノアの箱舟の大洪水から百数十年後、その孫トゥバルがイベリアに到来したことからこの地での人類の歴史は始まる。トゥバルは最初の王として自然法にもとづいた文明生活をイベリアにもたらした。彼から始まるものを含めて6つの王朝が継起した後、前11世紀にイベリア住民による最後の王朝が断絶すると、イベリアは地中海各地の諸民族が覇権を争う舞台となり、前3世紀からはローマの版図に組み込まれた。後5世紀からは西ゴート王国が栄えるが、その最後の王の罪に対する神罰として、イスラーム教徒によって王国が滅亡する「スペインの崩壊(destrucción de España)」が起きる。しかし、それを逃げのびたゴート王族のペラーヨによって「スペインの再興(restauración de España)」をめざす戦いが始まり、そこからアストゥリアス王国が生まれ、レオンとカスティーリャを経て、カスティーリャ王国の王統が続くことになる。

このような、聖書に記された時代に起点を求め、「スペインの崩壊」後にゴート王の後継としてのペラーヨ以降の諸王が「スペインの再興」を成し遂げていくという枠組みは、中世・近世のカスティーリャ語圏における歴史叙述としては標準的なものであり、前述の『スペイン総合年代記』などにもみられる。サラサールは、同時代に出版された歴史書や、中世に著された年代記などへの参照を読者に頻繁に指示しており、その記述は16

⁴ 以下、たんに「カスティーリャ」とある場合は "Reino de Castilla" を指し、"Corona de Castilla" の訳語としての「カスティーリャ王国」と区別する。

世紀までに蓄積された歴史叙述の成果を手堅く総合するものであったとい える。

その一方で彼の歴史叙述として特徴的なのは、各時代にどのような顕 職や称号が設けられ、それにどのような在任者が就いていったか、さらに それをつうじて権門がどのように形成されたかを仔細に論じている点である。『由緒』でとりあげられているカスティーリャ王国の官職や称号としては、まず王家については、王の嫡出子である王子(infante)や、王位継 承者としてのアストゥリアス大公(príncipe de Asturias)などが解説されている。王の近臣としては、王の印章を預かる尚書(canciller)、書記官の筆頭である書記官長(notario mayor)、宮廷の武官を率いる近衛隊長(alcaide de los donceles)などが挙げられた。またレコンキスタ期以来の地方統治官職としては、国王裁判権を特定地域で代行する司法官(merino)や、辺境の統治と防衛を担う前線総督(adelantado)などが論じられた 5 。

『由緒』での論じ方をみるために軍務官職を例にとろう。 1246年にフェルナンド3世によって設けられた提督(almirante)は、海での総司令官であり、海事全般を統括した。初代からの歴代在任者33名が列挙され、当代にかけて権門エンリケス家が継承してきたことが述べられている。また、陸での総司令官である元帥(condestable)職は、ファン1世によって1382年に設けられた。これも当代までの12名の歴代在任者が挙げられ、そのうち7名が権門ベラスコ家によって占められていることが論じられ、高位官職が権門の権力基盤として機能することが示されている。なお、『由緒』でとりあげられた政軍の官職はほとんどが近世には実権を欠く名誉職になっていたものの、中世に遡る古い由緒があることがその官職を保有する家門の威信として論じられている点に注目したい。

また、貴族の爵位そのものが創設され、それを世襲することで権門が成長するありようも詳述されている「。カスティーリャ王国の爵位のなかで最も早く登場したのは伯(conde)であり、西ゴート王国に由来するとされる。アストゥリアス王国以降もゴートの先例に倣い、伯は王に助言をし、地方

⁵ Salazar, op. cit., Origen de las dignidades seglares de Casilla y León, pp. 19-24, 52-58, 103-114, 153-164, 258-262, 332-335.

⁶ Ibid., pp. 164-178, 314-328.

⁷ Ibid., pp. 235-258, 283-304.

や都市の統治にあたり、騎士を率いる重臣とされ、その称号と領地は永代で世襲された。それに対して公(duque)は、ローマ時代のドゥクスに淵源があり、西ゴートの官職名としても存在したが、カスティーリャ王国の爵位として登場するのは14世紀後半とされた。また侯(marqués)も14世紀後半に設けられた爵位であった。このように由緒の古さにおいては公と侯は伯の後塵を拝するが、当代の格式としては伯よりも上位とされ、公の位にある者は無条件で諸侯(grande)に加えられるとしている。

そしてサラサールは、歴代の伯、侯、公の授爵者を列挙し、爵位を世襲してカスティーリャ王を支える藩屏として、グスマン家、アルバレス・デ・トレード家、メンドーサ家をはじめとする公の位をもつ権門の厚みを示している⁸。このように『由緒』は、歴代君主を顕彰する一方で、王に仕える高官や爵位貴族の由緒から丁寧に記述することで、カスティーリャ王国における君主政(Monarquía)の具体的なありようを説明しているといえる。

そしてサラサールは君主政そのものについても、『由緒』の冒頭において、古代ギリシア以来の伝統的な政体論にもとづいて、「国家と統治(república y gobierno)のあらゆる形態」のなかで最も安定した最良の政体だと強調する。少数の良き者による貴族政(Aristocracia)、その堕落形態である寡頭政(Oligarquía)、民による危険な統治である衆愚政(Democracia)に対して、国家の良き統治は一者でなければ不可能であり、他者に従属しない「至高の君主(príncipe soberano)」による君主政が最良だとされる。ただし君主政のなかでも、選挙王政では無秩序がもたらされるため、スペインでは始源の王トゥバル以来、世襲王政が好まれ、その統治は「世襲の王による君主政であるがゆえに(por ser monárquico, real, sucesivo)」卓越したものであったことが強調された。

このような政体の描き方は独創的なものとはいえない。世襲王政を擁護するための論理も語彙も、近世ヨーロッパの知識人であればそれぞれの母語によって同じ内容をすぐに表現できるであろう、ごく標準的なものといえる。その一方で、青年期以外にトレードを離れたことのない在地知識人がそのような標準的な政体論を過不足なく用いつつ、王朝の歴史だけでなく、それに仕える顕職・権門の歴史とともに厚みのある記述として示すこ

⁸ Ibid., pp. 304-307.

⁹ Ibid., pp. 1-3.

とで、カスティーリャ王国の政体としての世襲王政を具体的に論じている 点に『由緒』の史料的な価値がある。

第三節 『スペイン君主国』

本節では『君主国』の概要を整理する。その執筆は1599年頃に終了し、1601年にはカスティーリャ顧問会議による出版許可も得ていたが、サラサールの存命中には刊行されなかった。1770年に2巻本として公刊されている。書名であるスペイン君主国(Monarquía de España)を構成する「諸王国・領国(reinos, estados y señoríos)」の全体が記述の対象にされているが、このように諸王国からなるスペイン近世国家を「君主国(Monarquía)」と表現すること自体が1590年代を境に普及した用語法であり、サラサールはその最初期の論者のひとりだといえよう10。

『君主国』は5部からなり、第1部は聖書時代から西ゴート王国滅亡までを、第2部はペラーヨからイサベル1世に至るカスティーリャ王国史を扱う。それに対して第3部では、アラゴン王家と関係の深いアラゴン、カタルーニャ、ナバーラ、シチリア、エルサレム、ナポリの諸王国の歴史が語られたうえで、カトリック両王の治世を扱う。第4部はカルロス1世の治世が主題だが、その前提としてハプスブルク朝の領国であるオーストリア諸邦、ブルゴーニュ公国に由来するネーデルラント諸邦、カルロスが獲得したミラノ公国の歴史が示される。そして第5部はフェリーペ2世の治世を扱うが、そこでも彼が継承したポルトガル王国の歴史が論じられた。

その結果として『君主国』では、カトリック両王以降にスペイン君主が 統治したことのある諸王国・領国の歴史が網羅された。その叙述はイベリ ア諸国だけでなく、イタリア、ネーデルラント、オーストリアにまで及ん でおり、サラサールの視野の広さが示されている。ただし、アメリカをは じめとするヨーロッパ外の領土についての言及は限定的であり、彼の関心 は基本的にヨーロッパ内に集中している。

これらのなかでも、第1部ではポルトガルを含む「スペインの諸王国・

¹⁰ I. A. A. Thompson, "La Monarquía de España: la invención de un concepto", F. J. Guillamón, J. D. Muñoz Rodríguez y D. Centenero de Arce (eds.), Entre Clío y Casandra, Murcia, 2005, pp. 31-56.

領国(reinos y señoríos de España)」が君主国の中心として描かれている。それによると、都市・村落の数はカスティーリャ王国で15,000、アラゴン・カタルーニャ・バレンシア5,000、ポルトガル5,000、ナバーラ1,500とされている。7つの宗教騎士団が多くの所領をもつ一方で、世俗の有力な領主所領も600を超え、そのうち200以上は爵位貴族である公、侯、伯、副伯(vizconde)が有するが、爵位をもたない一般の領主も多いとされ、『由緒』でみた君主政の藩屏としての権門の広がりが『君主国』でも言及されているといえる『。

また、イベリア諸国を統治する当代の体制も次のように描かれている。まず執政(gobierno)を担うのは、カスティーリャ王国では国王顧問会議(consejo real)、アラゴン、ポルトガル、ナバーラではそれぞれの副王、バレンシアでは軍務総監(capitán general)、カタルーニャでは総督(gobernador)と表現される。宮廷には複数の最高顧問会議(consejos supremos)が置かれ、国務、軍務、異端審問、宗教騎士団、十字軍、財務、インディアス、ポルトガル、アラゴン、イタリア、フランドル、枢密院(cámara)の職務を分掌する。また司法では、バリャドリードとグラナダの高等法院をはじめ、セビーリャ、ガリシア、リスボン、オポルト、パンプローナ、サラゴーサ、バレンシア、バルセローナに王の法院(tribunal)またはその機能を果たす会議体が置かれている。また都市レベルでは、国王代官(corregidor)などが王によって任命されている 12。

このような記述は、現在の歴史学研究からすると正確性を欠くものも含まれているが、それでも世俗官職での仕官経験のない在地知識人が同時代の宮廷の中枢やイベリア各地に置かれた諸機関を描写したものと考えれば、その概要は把握できているといえる。ただし後述するように、それがもっぱら王権の統治機構に限定され、身分制議会をはじめとする特権身分層の機関についてほとんど言及されていない点に留意したい。

とはいえ、『君主国』ではイベリア諸国の歴史が丁寧に論じられていることはたしかである。『由緒』では「スペインの再興」がもっぱらペラーョとそれを継ぐカスティーリャ諸王の事績として示されたのに対して、『君主国』ではピレネー山麓からもペラーョと相前後して「スペインの再興」

¹¹ Salazar, op. cit., Monarquía de España, t. I, pp. 5-7.

¹² Ibid., t. I, pp. 18-19.

が始まったとされている。ゴート人が北の山麓地帯に逃れ、その地の住民 (naturales / montañeses) とともに君主を戴いて戦いを始めるという枠 組みは、初代ソブラルベ王(ナバーラ王)となったガルシア・ヒメネス、 初代アラゴン伯となったアスナールについても同様だとされ、カスティー リャ王国、アラゴン王国、ナバーラ王国の由緒は同じ8世紀にあるとされ ている13。

しかし、このような多元的な諸王国の並列性を認めたうえで、それでも サラサールは次のような論理でカスティーリャ王国の歴史的重要性を主張 する。まず、始源の王トゥバルが最初に到来した地がアストゥリアスとガ リシアであり、その地からスペインとその君主政の歴史が始まったことが くりかえし言及され、トゥバル以来の高貴な民を治めたアストゥリアス王 国とそれを継ぐカスティーリャ王国の格式につながっているとされる。さ らに、ペラーヨが7世紀のゴート王キンダスウィントの孫であるだけでな く、カスティーリャ王国へと続く王統の直接の祖となるカンブリア公の系 統が西ゴート王国のカトリック改宗を断行したレカレド王の末裔とされる ことで、アストゥリアス王国以降の王朝が西ゴート王国を直接に継承した ことが強調されている14。ロドリゲス・ソリスが指摘するように、このよう な聖書的な論理と新ゴート主義的な論理が融合する形で、『君主国』では カスティーリャ王国が最も格式のある歴史的正統性をもつ王国であるとさ れている 15。

したがって『君主国』の記述は、ヨーロッパ各地の歴史を組み込む包括 性をもち、イベリア諸国の多元的な起源を語る一方で、そのなかでの中核 的な位置づけをカスティーリャ王国に与えるものでもあった。『由緒』が カスティーリャ王国の王統、顕職、権門を集中的に扱い、君主政とその藩 屏を論ずるものであったのに対して、『君主国』は複合国家であるスペイ ン君主国を構成する諸王国・領国の多彩な歴史を語りつつも、そのなかで 卓越するカスティーリャ王国の君主政を称揚するものであったといえる。 そのうえでサラサールは、西ゴート以来、スペインの君主は神にしか従属 せず、上位の権力をもたない「スペインの主権 (soberanía de España) |

¹³ Ibid., t. I, pp. 230-231.

¹⁴ Ibid., t. I, pp. 108-112.

¹⁵ Rodríguez Solís, op. cit., p. 356.

12 内村 俊太

を有し、最良の政体である世襲王政を守り、廷臣や官吏による適切な補佐によって中庸な統治を実現してきたとし、その正統性を主張している¹⁶。

第四節 サラサールによる政体認識

本節では、前節までにみたサラサールによる歴史叙述を前提として、歴 史の結果として形成されたスペイン近世国家の政体がどのようなものとし て論じられたかに注目し、彼の政体認識を分析する。そのてがかりとして、 身分制議会の存在感がきわめて希薄である点と、「王冠」という語が多用 されている点に注目したい。

(1) 身分制議会の位置づけ

前述のように『由緒』と『君主国』では、カスティーリャ王国とそれを中核とするスペイン君主国において、サラサールが最良の政体と考える世襲王政と、それを支える藩屏としての顕職と権門が歴史をつうじて形成される過程が描かれた。それに対して、中世・近世ヨーロッパの政体理解に欠かせない身分制議会についての記述はごく限定的である。官職や爵位について詳説する『由緒』でも、カスティーリャ王国の身分制議会(Cortes Generales)がそれ自体として解説されることはなく、王位継承者であるアストゥリアス大公に関する儀礼の場として言及されるのが目を引く程度である。

『由緒』によればアストゥリアス大公制度は、1388年にファン1世の王位継承者エンリケ王子がランカスター公の娘(ペドロ1世の孫)と結婚する際、イングランド王国のウェールズ大公制度に倣って設けられた。それ以降、19名のアストゥリアス大公が存在し、諸身分が大公に忠誠を誓う儀礼が慣例化した。この儀礼は身分制議会が開かれている大聖堂などで行われ、王族、高位聖職者、諸侯・爵位貴族、都市代表の順で大公に忠誠を誓約する。それに対して大公が「すべての特権、フエロス、古き慣習」を守ることを約束し、将来の王として統治することが周知された「7。

この儀礼は、現王の存命中に後継者が確定され、諸身分による忠誠誓約

¹⁶ Salazar, op. cit., Monarquía de España, t. I, pp. 34-35, 61-63.

¹⁷ Salazar, op. cit., Origen de las dignidades seglares de Casilla y León, pp. 332-343.

と大公による特権確認が対となって世襲王政が続くことが確認されるもの であり、政体として一定の意義があるといえる。その一方で、『由緒』で のカスティーリャ議会についてのまとまった記述はこれにとどまり、その 実務的な機能は言及されない。実際には、中世後期の議会は王権に一定の 制約を課し、都市代表しか参加しなくなった 16 世紀段階でも代表派遣都 市は課税協賛権にもとづいて国政への発言権を有し、徴税業務を担ってい たことが議会史研究では指摘されている18。しかしサラサールは、中世時 点も含めて議会の実務機能にはほとんど言及せず、『君主国』での非カス ティーリャ諸国についても同様にしている。

このように両書では身分制議会の存在感がきわめて希薄である。その原 因のひとつとして指摘できるのは、サラサールが抱く理想的な君主政像 であろう。前述のように彼にとっての世襲王政とは、「国家 (república) | のために、あるいはこの語の原義である公の事柄または公共善のために、 安定した統治が唯一実現できる最良の政体であった。そのため彼のテクス トのなかの論理としては、数多くの顕職やそれに就く権門であっても、あ くまで神以外に従属するものをもたない「至高の君主」たる王による統治 を支える忠実な藩屏としてこそ意味があるといえる。そのようななかで、 身分制議会が君主権を制約しうる実権のある特権身分層の機関としてでは なく、世襲王政の永続を保証するために王朝と特権身分層との良好な関係 が更新され続ける場としてのみ言及されたとしても、サラサールによるテ クストのなかでは整合性がとれている。ここから読み解くべきは、現代歴 史学の知見との齟齬ではなく、世襲王政とその藩屛からなるものとして描 かれたサラサールによる政体認識であり、それが中世・近世における政体 そのものとは別個の存在である点には注意が必要であろう。

(2) 「王冠」という語の用い方

サラサールの政体認識として注目されるもうひとつの点は、「王冠 (Corona / Corona Real) という語が多用されている点である。たとえば『君 主国』第3部では、アラゴンという固有名詞には、「アラゴン王冠(Corona de Aragón) | に結びついているアラゴン王国 (Reino de Aragón)、バレ

¹⁸ カスティーリャ議会史研究の整理として、北濱佳奈「近世初頭カスティーリャ王国コルテス について | 『史学』 76-1、2007 年、67-81 頁。

ンシア王国、カタルーニャ公国(Principado de Cataluña)だけでなく、ナポリやシチリアなどの「その他の諸王国・領国(otros reinos, estados y señoríos)」が含意されているとされる ¹⁹。このような、アラゴン王家が統治する諸領域の総称としての「アラゴン王冠の諸王国(reinos de la Corona de Aragón)」という表現が『君主国』では多用されている。

同様の表現である「カスティーリャ王冠の諸王国(reinos de la Corona de Castilla)」は、レオンとカスティーリャ(Reino de Castilla)に加えて、レコンキスタで征服されたトレード、セビーリャ、コルドバ、ハエン、ムルシア、グラナダの諸王国の総称として用いられている(また、「カスティーリャ、トレード、レオンの諸王冠の諸王国(reinos de las Coronas de Castilla, Toledo y León)」という表現も多用される)。さらに「ポルトガル王冠の諸王国(reinos de la Corona de Portugal)」も、ポルトガル王権が征服したアルガルヴェ王国(Reino de Algarbe)などを含む総称として用いられている。

現在のスペイン史研究における用語法としても、"Corona de Castilla" と "Corona de Aragón"は日本語訳として「カスティーリャ王国」「アラゴン連合王国」と表記される中世・近世の国号として用いられている。その一方で、「ポルトガル王国」は"Reino de Portugal"と表記されることが一般的である。そのため、カスティーリャ、アラゴン、ポルトガルそれぞれの"Corona"に諸王国が属すという『君主国』の用語法は、現在の研究用語とは異なるものであり、サラサールがどのように用いているかを検討する意味があるだろう。そもそもカスティーリャ語の"Corona"は本来的には王が戴く物的な「王冠」を意味し、派生的にそれが象徴するものを指示する語でもある。そのため日本語に訳す際にはテクストの文脈に応じて、王位、王権、王朝などの多様な意味あいがありえることに留意する必要があるが、ここでは王国が帰属する先として用いられているため、王権や王朝を象徴的に指すものとしての「王冠」という訳で論を進めたい。

『君主国』ではカスティーリャ、アラゴン、ポルトガルの各王冠に諸王 国が属すという表現が用いられており、カスティーリャ王冠については『由 緒』でも同様の表現が用いられている。さらに両書では「カスティーリャ

¹⁹ Salazar, op. cit., Monarquía de España, t. I, p. 228.

王冠への編入 (incorporación en la Corona de Castilla) | という表現が 多用されている。編入されるものとしては、前述のレコンキスタで征服し た諸王国や、アメリカ大陸のヌエバ・エスパーニャ王国やペルー王国など の、本来的にはカスティーリャ王の統治外にあった非キリスト教地域だけ でなく、カスティーリャ王権の影響下にありながらもそれとは別個の存在 であったバスク諸地域や領主所領などが王権に直属することも、同様に王 冠への編入と表現されている。

バスク諸地域(ギプスコア、ビスカーヤ、アラバ)については、サラサー ルは、バスク語はトゥバル以来の最古の言語が継承されたものだとし、そ の高貴な民は「スペインの再興」後も自立的な勢力であったとする。たと えばギプスコア地域(provincia de Guipzcoa)は、自らの統治者を選出す る「至高の権威 (autoridad suprema) | を有し、庇護者としてのカスティー リャ王やナバーラ王と結んだ盟約 (confederación) も自由意志にもとづ くものであって、臣下としての従属は意味しなかったとされる。このギプ スコア地域が自主的にカスティーリャ王に臣従し、「至高の君主」と認め たのは1200年のことであり、サラサールはこれを王冠への編入と表現し ている20。ビスカーヤ、アラバも含めて、王冠に編入された後も政治的主 体としてのバスク諸地域の枠組みと特権は維持されたことが強調されてお り、これをカスティーリャ王国への「併合」と表すことには慎重であるべ きであろう 21。

その一方で、王が創設して臣下に下賜した所領が王領地に復帰すること も、王冠への編入と表現されている。アラゴンとの国境に近い都市モリー ナとその周辺に設けられたモリーナ領は、王家の分家に委ねられていたが、 13世紀に同家が断絶するとサンチョ4世が王妃のもつ相続権を根拠に王 冠に編入した。それ以降も地域的枠組みとしてのモリーナは尊重され、歴 代の王はモリーナ領主の資格でその地を治めることになった²²。またムルシ アに近いビリェーナ領も、13世紀から王家の分家が治めていたが、王冠 への編入とさまざまな家門への再下賜を繰り返しながら侯の爵位と結びつ いた。1445年から治めたパチェーコ家が1480年にその大部分を返上した

²⁰ Ibid., t. I, pp. 148-152.

²¹ Ibid., t. I, pp. 185-187, 212-214.

²² Ibid., t. I, pp. 176-178.

ため王冠に最終的に編入され、王領地として専任の国王代官が治めることになったが、その名称はビリェーナ侯領のままであった²³。この二つの事例では、王が有力家門に下賜した所領が王領地に復帰する一方で、その地域的な枠組みは維持されている点が共通している。

これらの事例に加えて、カトリック両王期以降に王権が永代保有した宗教騎士団の総長職と騎士団領についても、王冠への編入という表現がとられている ²⁴。そのためこの表現によって、征服した異教徒の諸王国・地域、王を世襲君主として認めたバスク諸地域、王領地化された領主所領や騎士団領などが、カスティーリャ王に直属するようになった状態が表されているといえる。これらに共通するのは、王権に先行して存在したものであれ、王権が創出したものであれ、何らかの法人がその枠組みを保ちながら王に直属して存続した状態であり、廃止されたことや、他の法人に吸収や統合されたことは意味しない。トレード以南の諸王国については、政体としての内実は伴わずに実際には地方の雅称にすぎなくなっているが、それでもそれらはカスティーリャとレオンと併記され、表記上は同列のものとされている。

したがって王冠への編入という表現は、王以外の主体によって自立していたものが制度上あるいは擬制上はその枠組みを保ちながら王権に直属することを意味し、上は王国から下は在地の所領に至るまで、さまざまな格式や由緒をもつ法人格に共通して用いられる表現であることがわかる。サラサールが提示した政体のあり方とは、象徴的な「王冠」に編入された多彩な法人が公共善を実現するための至高の一者たる王とその王朝によって永代に継承され、顕職や権門とともに世襲王政の基礎をなすというものであった。

その一方でこれは、現在の歴史学でいう複合国家や社団的編成という近世国家の特質が同時代の語彙ではどのように表現されていたかを考察するてがかりになりえるだろう。その意味では、カスティーリャ、アラゴン、ポルトガルの各王冠に諸王国が属し、とくにカスティーリャ王冠には多様な法人が直属する一方で、王冠同士は対等な並列的位置づけにある点に注意したい。それらの上位に位置して「スペインの諸王国・領国」すべてが

²³ Ibid., t. I, pp. 338-341.

²⁴ Ibid., t. II, pp. 88-90.

属すような王冠はサラサールの記述にはなく、複数の王冠や王国の総体を 表す際には、前述のようにまさに 1590 年代を境に普及しつつあった「ス ペイン君主国 (Monarquía de España) | という表現が用いられている点 が注目される。

さらにヨーロッパ全体の文脈でみれば、王冠という語が、王個人の人格 とは区別された王の職位や、国家そのものを象徴することは中世から広く みられた現象であった。また、一定の領域との結びつきを想起させる[王国] とは異なり、「王冠」は複数の王国を含む広がりに対応しうる語であるため、 ルーシ地域も含む「ポーランド王国の王冠」や、チェコ王国・モラヴィア |辺境伯領・シレジア諸公領などからなる「チェコ王冠諸邦| など、複数の 地域からなる国号として王冠が用いられる例は、むしろ中東欧において顕 著である 25 ~

その一方で、選挙王政の影響が強い中東欧では、王と王冠が完全に分離 されたうえで、特権身分層が担う政治共同体が王とならんで王冠を構成す る、あるいは場合によっては政治共同体が王冠を取り込むことがありえる 政治文化が形成された。それに対して、世襲王政を最良の政体とみなし、 身分制議会の存在感がきわめて希薄なサラサールによる「カスティーリャ 王冠の諸王国・領国 | の描き方には、そのような有機体的な、あるいは身 分制国家的な国家観は認められない。むしろ、本稿でみた多様な法人や領 域を王権に直属させることを「王冠への編入」と表現する用法からは、王 個人とは明確に区別されながらも決して王から分離して考えられることは なかった西欧の王冠概念との類似を読み解く可能性が示唆される。いずれ にせよ、サラサールに限らず、中世・近世スペインにおける王冠という語 の用法については、このようなヨーロッパ全体を視野に入れた比較の対象 としていく必要があるだろう。

²⁵ 東欧における王冠概念について、井内敏夫「14-15 世紀前半のポーランドにおける王と国家 と社会 | 『スラヴ研究』 37 号、1990 年、155-176 頁。中澤達哉「「王国の王冠」 「王国の共同 体|「王国の身体|| 小倉欣一編『近世ヨーロッパの東と西』山川出版社、2004年、45-62頁。 藤井真生『中世チェコ国家の誕生』昭和堂、2014年。

おわりに

本稿では、トレードで聖職者として活躍した在地知識人サラサールが著した『由緒』と『君主国』における歴史叙述の概要と、そのなかで示された政体認識について考察した。カスティーリャ王国史が主題である『由緒』でも、スペイン君主国のなかでのカスティーリャ王国の卓越性を論じる『君主国』でも、西ゴート王権を直接に継承するという歴史的正統性をもつカスティーリャ王による世襲王政こそが、公共善を実現するための国家の安定的な統治を実現できる唯一の政体であるとされ、高位高官やそれを世襲する権門が藩屏として支える歴史が示された。

ただし、このような歴史叙述とそこにみられる政体認識は、あくまでカスティーリャ王国の政治文化に属したサラサールの主著の分析によって析出されたものである。それが近世スペイン全体でどの程度共有されるものであったか、とくに統治契約主義の伝統をもつアラゴン連合王国の政治文化のなかではそれとは異なる政体認識がどのような形で存在したかについてはさらなる検討が必要であり、本稿は近世スペインにおける政体認識の比較研究のためにひとつの事例を提示したにすぎない。

またサラサールの歴史叙述のなかでは、カスティーリャ、アラゴン、ポルトガルの各王冠に諸王国・領国が属し、とくにカスティーリャ王冠への編入という表現によって、王以外の主体によって自立していたさまざまな法人がその枠組みを保ちながらも王権に直属するようになる状態が表された。このような王冠や、王冠への編入という表現は王権による公文書でもインディアス領有の正当性を示すためなどに用いられており、近世スペインにおける王権や政体に関する語彙として軽視しえない。前述のように、この王冠概念は、現在の歴史研究でいう複合国家や社団的編成という近世国家の特質が同時代にはどのように認識されていたかを考察するてがかりになりえると思われ、そのためにはヨーロッパ全体のなかでの比較の視点を織り込む必要があるが、その検討は今後の課題としたい。